平成２３年（フ）第９４号
奈良県橿原市四分町291番地　Ｃ―24
債務者　山本　　功
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
奈良県大和高田市大字市場466番地の１
債務者　大津　厚志
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
奈良県橿原市醍醐町144番地の11
債務者　辻村　和巳（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
奈良県大和高田市礒野北町12番１号
債務者　戸田　智幸
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
山口県宇部市大字西岐波178番地２
債務者　河野　賢治
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１７号
静岡県掛川市満水12番地の１
債務者　榛葉　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第７００号
愛知県豊明市新田町村合57番地５　ル・プランタン102号
債務者　溝口真由美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１号
北海道北見市川東402番地２
債務者　冨澤　則仁
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
千葉県八千代市八千代台北７丁目９番地11　ジュネパレス八千代第21―102号室
債務者　神田　末子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９号
千葉市緑区おゆみ野有吉30番地８
債務者　茂手木節子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５２号
千葉県市原市東国分寺台２丁目６番地７　祇園ハイツ203、申立時の住民票上の住所千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅39棟405号
債務者　染谷　博己
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５９号
千葉県船橋市前原東５丁目45番１―505号
債務者　川上　　隆
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６０号
千葉県船橋市前原東５丁目45番１―505号
債務者　川上　信子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６８号
千葉県船橋市藤原２丁目６番１棟102号
債務者　大河内りつ子（旧姓照山）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８６号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅45棟202号
債務者　越川　由美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１２号
千葉県八千代市上高野1126番地７　ミロワール105号
債務者　井下　智子（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３４４号
千葉市花見川区柏井町816番地　すまいる花見川Ｂ棟208号
債務者　鎌田　敏美
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係